

岡山県パーキングパーミット制度（仮称）の導入について

1 導入の検討に至った経緯等

(1) 身体障害者等用駐車場の現状

法律（バリアフリー新法）や条例（岡山県福祉のまちづくり条例）により、公共的施設に身体障害者等用駐車場（車いす使用者駐車場）が整備されるようになったが、障害のある方々から、障害のない方が利用しているため、身体障害者等用駐車場に停められないことが多いとの声を聞く。

また、商業施設など民間の公共的施設では、お客様相手ということや、外見では障害がないように見える方であっても、内部障害のある方の場合もあり、不適切利用者に対して厳しく指導することができない状況にある。

(2) 他県等の導入状況

平成18年に佐賀県がこの制度を開始して以降、近隣の鳥取県、島根県をはじめ、全国12県3市（H22年3月現在）がこの制度が導入している。導入後の状況を他県に照会したところ、実施にあたり大きなトラブルもなく、県民や駐車場管理者からも概ね好評で、実施して良かったとの意見が多い。

(3) アンケート結果

① 県民対象（P6～17）

県民アンケートでは、障害のある方の72%（導入すべきである52%、どちらかという導入すべきである20%）、一般県民の方の77%（導入すべきである52%、どちらかという導入すべきである25%）から、導入に肯定的な回答が寄せられた。

- ・調査期間 平成22年3月
- ・調査方法 郵送
- ・回答者 1,462人（障害のある方840人、一般県民622人）

② 駐車場管理者対象（P18～22）

駐車場管理者を対象としたアンケートでは、県がパーキングパーミット制度を導入した場合、協力できる27%、環境を整えば協力できる57%、協力できない15%という回答が寄せられた。

- ・調査期間 平成22年5月18日（火）～27日（木）
- ・調査方法 郵送
- ・回答 77施設

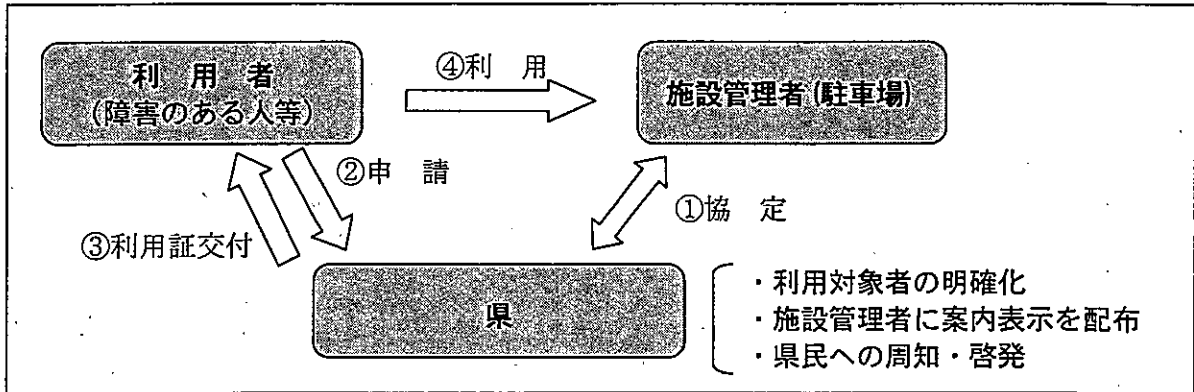
《参考》他県等での導入状況 … （平成21年度末で12県3市が導入済）

H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度（確定のみ）
佐賀県	山形県 長崎県 福井県 熊本県 茨城県神栖市	栃木県 島根県	福島県、徳島県、 群馬県、鳥取県、 鹿児島県 埼玉県川口市 山口県萩市	岩手県（4/1～） 愛媛県（7月予定） 山口県（8月予定） 高知県（1月予定） 静岡県

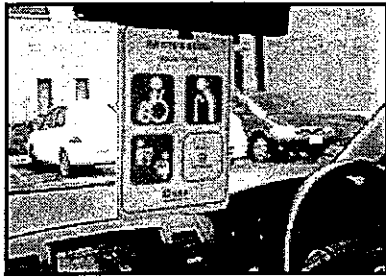
2 岡山県パーキングパーミット制度（仮称）（案）

(1) 制度の概要

身体障害者等用駐車場を利用できる方を明らかにした上で、その対象者に専用の利用証を交付する一方、県と協定を結んだ施設に駐車スペースを確保し、利用証を交付された方がそのスペースを優先して利用できるよう、身体障害者等用駐車場の適正利用を図る制度です。



▼利用証掲示例 (車内に掲示)



▼駐車場案内表示例



(2) 利用証

①交付対象者及び有効期間

交付対象者		有効期間
身体等に障害のある方で歩行が困難な方あるいは介助者の特別な注意等を要する方		5年（5年おきに更新）
高齢、難病等により歩行が困難な方		
一時的に歩行が困難な方	けがをされている方	車いす・杖などの使用期間
	妊産婦	妊娠7ヶ月～産後1年

②交付対象者の基準（別表のとおり）

(3) 協定施設及び内容

①対象施設

- ・バリアフリー新法や福祉のまちづくり条例の整備基準（幅 3.5m以上）を満たす身体障害者等用駐車場を有する施設のうち、県と協定を結んだ公共的施設。

②協定内容

- ・県から配布された案内表示（ポスター）を表示すること。また、現有の身体障害者等用駐車場に「駐車スペース」を確保した上で、福祉のまちづくり条例等の整備基準に達しない駐車場（幅 2.5m以上～3.5m未満）においても「駐車スペース」の確保に努めること。
- ・利用証を表示していない車両が駐車しないよう適切に指導すること。
- ・利用証を表示していない車両は駐車できない旨の案内表示を行うこと。

(4) 交付方法

交付窓口（県庁、県民局、身体・知的障害者更正相談所、市町村（今後調整））に申請書及び交付対象であることが確認できる書類を提出（郵送も可能）。原則として、即日交付。

《添付書類及び留意点》

●確認のため、それぞれ次の書類を確認（郵送の場合は写しを添付）する。

- ・身体障害のある人・・・身体障害者手帳
- ・知的障害のある人・・・療育手帳
- ・精神障害のある人・・・精神障害者保健福祉手帳
- ・高齢者・・・介護保険被保険者証
- ・難病患者・・・特定疾患医療受給者証
- ・妊産婦等・・・母子健康手帳
- ・けが人・・・医師の診断書、医師の意見書

●本人申請を原則とするが、同居の家族の方であれば代理申請を認める。代理人の方が申請する場合は上記の書類に加えて、代理人の方の身分証明書（運転免許証、保険証等）の提示を求める。

(5) その他

- ・制度の導入時期は、平成22年12月からを予定（12/3～12/9の「障害者週間」に合わせる）。
- ・島根県、鳥取県との相互乗り入れを可能とする。

(6) 今後のスケジュール（予定）

時期	内 容
6月29日	県障害者施策推進協議会（1回目）
7月～8月	県議会常任委員会報告（7/15） 県民へのパブリックコメント（7/15～8/15） 関係団体意見聴取 市町村説明
9月2日	県障害者施策推進協議会（2回目）※制度内容決定
9月～11月	物品発注 施設管理者との契約 申請受付
12月	制度導入

(別紙)

岡山県パーキングパーミット制度(仮称)利用証交付対象者(案)

[鳥取県と島根県の制度を基に作成。下線部分は両県制度で差異のある箇所]

(1) 身体障害、知的障害、精神障害により歩行が困難な方、あるいは歩行に介助者の特別な注意等が必要

な方で、次に該当する者

○ 身体障害のある方

区	分	等級
視覚障害		4級以上
聴覚又は平衡機能障害	聴覚障害	該当なし
	平衡機能障害	5級以上
音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害		該当なし
肢体不自由	上肢	2級以上
	下肢	6級以上
	体幹	5級以上
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	2級以上
	移動機能	6級以上
心臓、じん臓、肝臓、若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能の障害	心臓機能障害	4級以上
	じん臓機能障害	4級以上
	呼吸機能障害	4級以上
	ぼうこう又は直腸の機能障害	4級以上
	小腸機能障害	4級以上
	肝臓機能障害	4級以上
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		4級以上

- 知的障害のある方 療育手帳の障害程度欄「A」
- 精神障害のある方 精神障害者保健福祉手帳の障害区分が「1級」
- 発達障害者等 該当なし

(2) 高齢、難病等により歩行が困難な方で、次に該当する者

- 高齢者 介護保険の要介護状態区分が「要介護1～5」
- 難病者 特定疾患医療受給者

(3) 一時的に歩行が困難な方で、次に該当する者

- けが人 車いす、杖等の使用が必要であると認められる方
- 妊産婦等 妊娠7ヶ月から産後1年

○制度の名称について（導入県の例）

佐賀県	パーキングパーミット（身障者用駐車場利用証）制度
山形県	身体障がい者等用駐車施設利用証制度
長崎県	パーキングパーミット（身障者用駐車場利用証）制度
福井県	ハートフル専用パーキング（身体障害者等用駐車場）利用証制度
熊本県	ハートフルパス（障がい者用駐車場利用証）制度
栃木県	おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業
島根県	思いやり駐車場制度（身体障害等用駐車場利用証制度）
福島県	おもいやり駐車場利用制度
徳島県	身体障害者等用駐車施設利用証（パーキングパーミット）制度
群馬県	思いやり駐車場利用証制度
鳥取県	ハートフル駐車場利用証制度
鹿児島県	身障者用駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）

○相互利用の状況

[九州地区]

佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県

[東日本地域]

山形県、栃木県、福島県、群馬県

[中国地区]

島根県、鳥取県、（山口県）

※山口県は九州地区とも連携を結ぶ予定

アンケート調査結果

【調査目的】

身障者用等駐車場(車いす使用者駐車施設)の適正利用を目的とする「パーキングパーミット制度」導入の参考とするため。

～パーキングパーミット制度検討に至った背景～

岡山県では、福祉のまちづくり条例に基づき、公共施設やスーパーや病院等の生活関連施設に身障者用等駐車場(車いす使用者駐車施設)の整備を推進しているが、対象外の者による不正利用が絶えず、本来の利用者が使用できないケースが増えてきています。

一方、商業施設などでは、お客様相手ということや、外見では健常者に見える方でも内部障害のある方の場合もあり、不適切利用者に対して厳しく指導できない現状にあります。

利用する方のマナーの問題が指摘される一方、身障者用等駐車場(車いす使用者駐車施設)の駐車スペース利用に当たっての統一されたルールがない点が、その一因となっています。

パーキングパーミット制度は、平成18年度に佐賀県が導入して以来、近隣の島根県、鳥取県など全国で12県が導入しています。

・ 調査対象者

障害のある人 2,200人

・ 調査方法

郵送による

・ 調査期間

平成22年3月

・ 回収結果

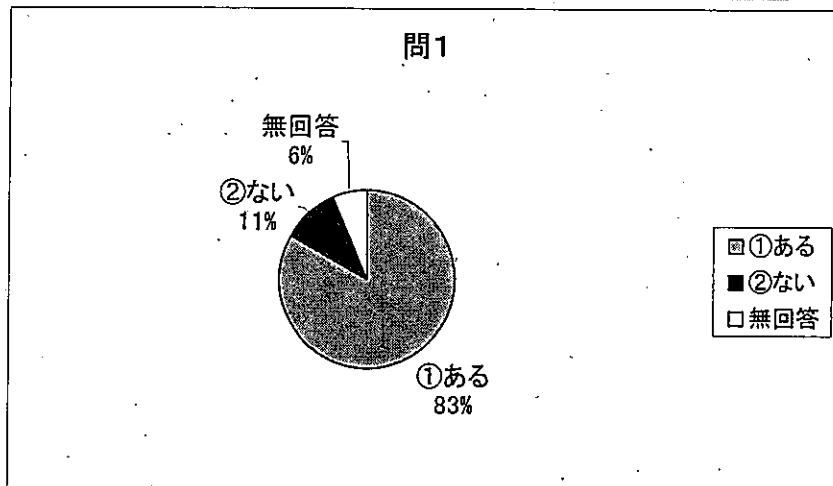
障害のある人 840人
(回収率 38.2%)

車いす使用者駐車場に関するアンケート調査

<アンケート内容>

問1 スーパーマーケットなどで下の写真のような駐車場をみたことがありますか？

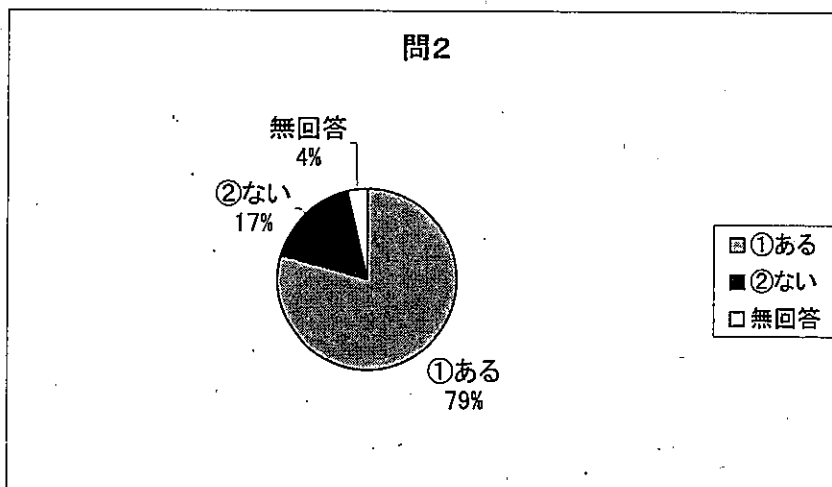
① ある	696 人
② ない	88 人
無回答	53 人



問2 この駐車場は、車いすを使用する人などのために広いスペースを確保している駐車場です。

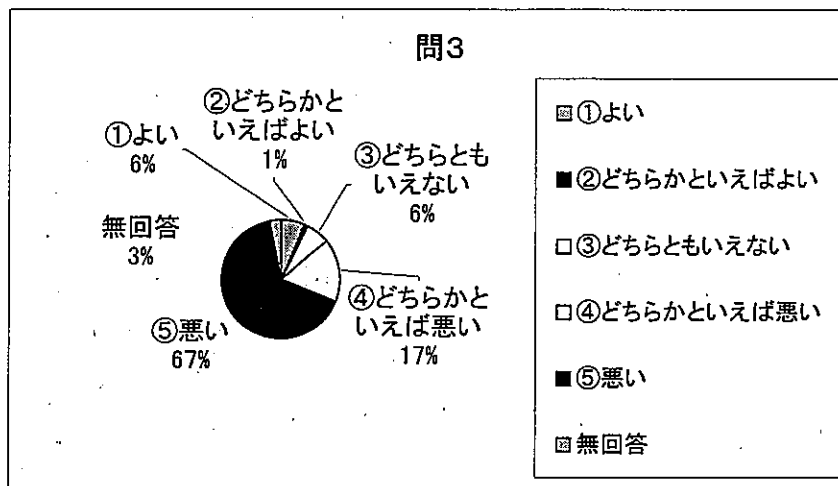
この駐車場に、明らかに障害のないように思われる方が駐車しているところを見たことがありますか？

① ある	638 人
② ない	139 人
無回答	30 人



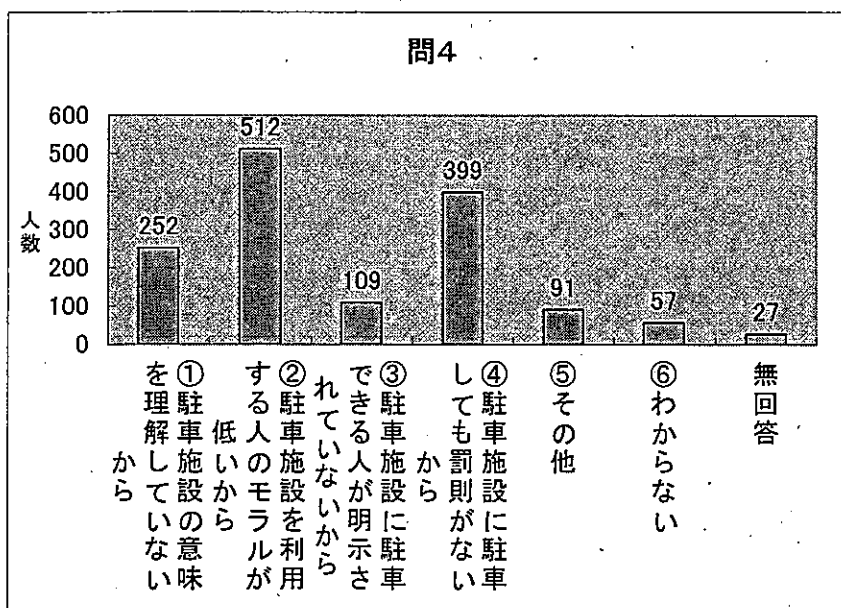
問3 歩行を困難と感じていない人が、車いす使用者用駐車施設を利用することをどのように思いますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

① よい	51 人
② どちらかといえばよい	10 人
③ どちらともいえない	52 人
④ どちらかといえば悪い	138 人
⑤ 悪い	532 人
無回答	24 人



問4 なぜ歩行を困難と感じていない人が、車いす使用者用駐車施設を利用すると思いますか。あてはまるものいくつかでも○をつけてください。

① 駐車施設の意味を理解していないから	252 人
② 駐車施設を利用する人のモラルが低いから	512 人
③ 駐車施設に駐車できる人が明示されていないから	109 人
④ 駐車施設に駐車しても罰則がないから	399 人
⑤ その他	91 人
⑥ わからない	57 人
無回答	27 人



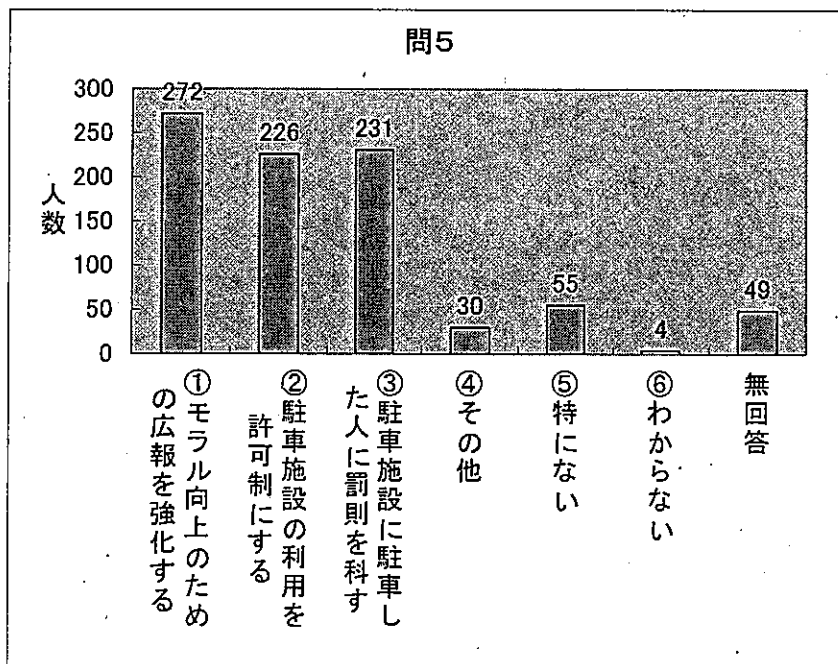
【「その他」に記入された主なご意見】

○一般の駐車スペースに空きがないから。	23 人
○施設の出入口に近く便利だから。	39 人
○一般の駐車場が狭くて遠いから。	6 人
○なぜ通常より広いスペースを確保しているかという意味がわからなかったり、実際車いすを利用したことがないから。	1 人
○自分のことしか考えていないから。	9 人
○障害者への知識、思いやりがないから。	3 人
○身障者用の駐車場に停めていても、誰も注意しないから。	1 人
○駐車場管理者の注意不足。	1 人
○ガードマンがついていないから。	1 人

問5 歩行を困難と感じていない人による車いす使用者用駐車施設の利用をなくすために最も有効な手段は何だと思いますか。
あてはまるものはいくつでも○をつけてください。

*「あてはまるもの一つに○をつけてください」より変更

① モラル向上のための広報を強化する	272 人
② 駐車施設の利用を許可制にする	226 人
③ 駐車施設に駐車した人に罰則を科す	231 人
④ その他	30 人
⑤ 特にない	55 人
⑥ わからない	4 人
無回答	49 人

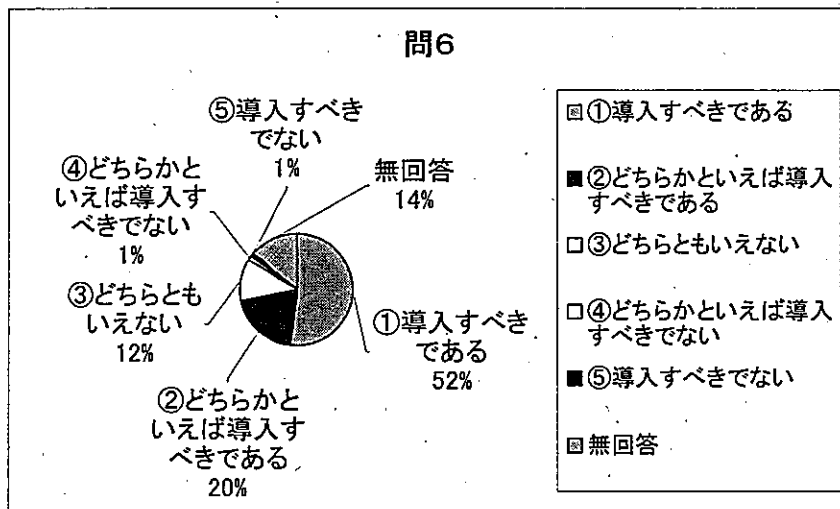


【「その他」に記入された主なご意見】

- 健全者が駐車しにくいような標識を立てる。 2人
- 駐車スペースにバーを設置し、障害者手帳をかざさないと開かないようにする。 1人
- 身障者用の駐車スペースに赤いコーンなどを置く。 2人
- 該当施設に看板をつけて、理解を深め、マナー向上を図る。 4人
- 無断で停めている車に貼り紙などをして注意する。 1人
- ガードマン・警備員等を張り付けさせ、違反車両に注意する。 3人
- 禁止されたことは守る社会となるように教育する。 1人
- 罰金又は免許の減点、講習を受けさせる。 5人
- 一般用の駐車スペースを多くする。 3人
- 商業施設側にも努力目標として、行政が指導する。また目標達成によって何らかの優遇措置を与える。 1人
- 免許取得時の教習所の学科で指導する。 1人

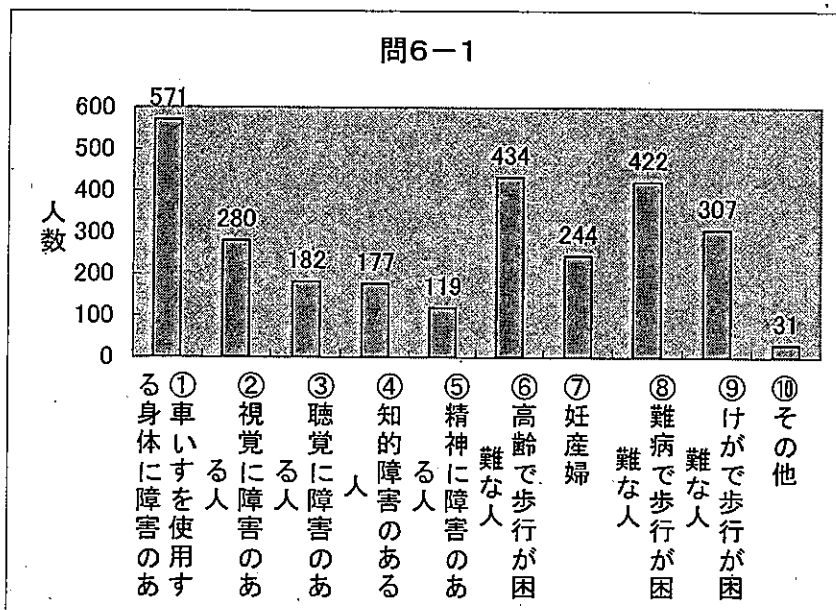
問6 パーキングパーミット制度の岡山県への導入についてどう思いますか。
あてはまるもの1つに○をつけてください。

- ① 導入すべきである 419人
- ② どちらかといえば導入すべきである 160人
- ③ どちらともいえない 97人
- ④ どちらかといえば導入すべきでない 9人
- ⑤ 導入すべきではない 11人
- 無回答 111人



(問6で「1 導入すべきである」、「2 どちらかといえば導入すべきである」、「3 どちらともいえない」とお答えの方にお尋ねします。)
 問6-1 あなたは、岡山県がパーキングパーミット制度を導入する場合、どのような方を駐車施設の利用対象者とすべきだと思いますか。
 あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

- | | |
|---------------------|-------|
| ① 車いすを使用する身体に障害のある人 | 571 人 |
| ② 視覚に障害のある人 | 280 人 |
| ③ 聴覚に障害のある人 | 182 人 |
| ④ 知的障害のある人 | 177 人 |
| ⑤ 精神に障害のある人 | 119 人 |
| ⑥ 高齢で歩行が困難な人 | 434 人 |
| ⑦ 妊産婦 | 244 人 |
| ⑧ 難病で歩行が困難な人 | 422 人 |
| ⑨ けがで歩行が困難な人 | 307 人 |
| ⑩ その他 | 31 人 |



- 【「その他」に記入された主なご意見】
- | | |
|-----------------------------------|-----|
| ○母一人で乳児(小さい子供)を連れてくる人。 | 2 人 |
| ○車いすを必要としている人を介助している人。 | 2 人 |
| ○身体障害者1級及び2級の人。 | 2 人 |
| ○上肢障害者 | 1 人 |
| ○内部障害者 | 4 人 |
| ○障害者手帳を持っている人すべて。 | 5 人 |
| ○警察の道路駐車許可ステッカーを持っている車 | 2 人 |
| ○病院で認定された人。 | 1 人 |
| ○利用した方がよいと思われる方で、利用したい方。 | 2 人 |
| ○車いすを使用する程ではないが、杖等を使っている歩行に難のある人。 | 5 人 |

アンケート調査結果

【調査目的】

身障者用等駐車場(車いす使用者駐車施設)の適正利用を目的とする「パーキングパーミット制度」導入の参考とするため。

～パーキングパーミット制度検討に至った背景～

岡山県では、福祉のまちづくり条例に基づき、公共施設やスーパーや病院等の生活関連施設に身障者用等駐車場(車いす使用者駐車施設)の整備を推進しているが、対象外の者による不正利用が絶えず、本来の利用者が使用できないケースが増えてきています。

一方、商業施設などでは、お客様相手ということや、外見では健常者に見える方でも内部障害のある方の場合もあり、不適切利用者に対して厳しく指導できない現状にあります。

利用する方のマナーの問題が指摘される一方、身障者用等駐車場(車いす使用者駐車施設)の駐車スペース利用に当たっての統一されたルールがない点が、その一因となっています。

パーキングパーミット制度は、平成18年度に佐賀県が導入して以来、近隣の島根県、鳥取県など全国で12県が導入しています。

・ 調査対象者

一般県民 1,400人

・ 調査方法

郵送による

・ 調査期間

平成22年3月

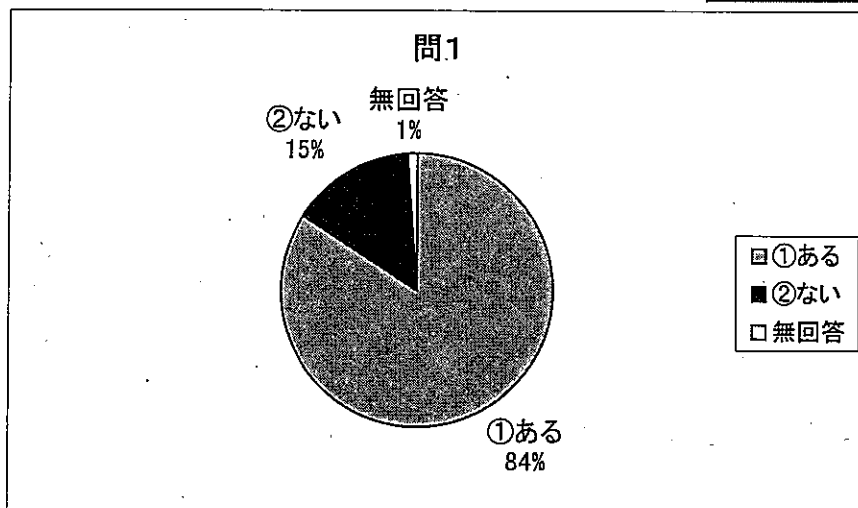
・ 回収結果

一般県民 622人
(回収率 44.4%)

<アンケート内容>

問1 スーパーマーケットなどで下の写真のような駐車場をみたことがありますか？

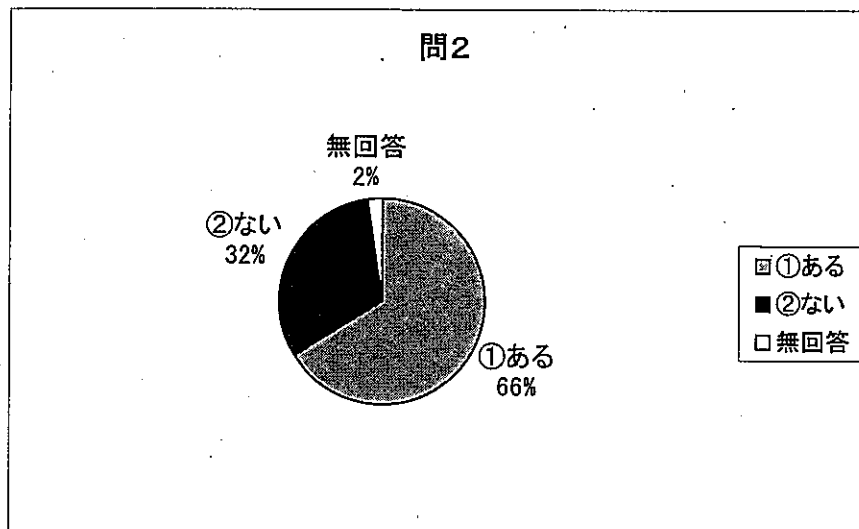
① ある	518 人
② ない	91 人
無回答	6 人



問2 この駐車場は、車いすを使用する人などのために広いスペースを確保している駐車場です。

この駐車場に、明らかに障害のないように思われる方が駐車しているところを見たことがありますか？

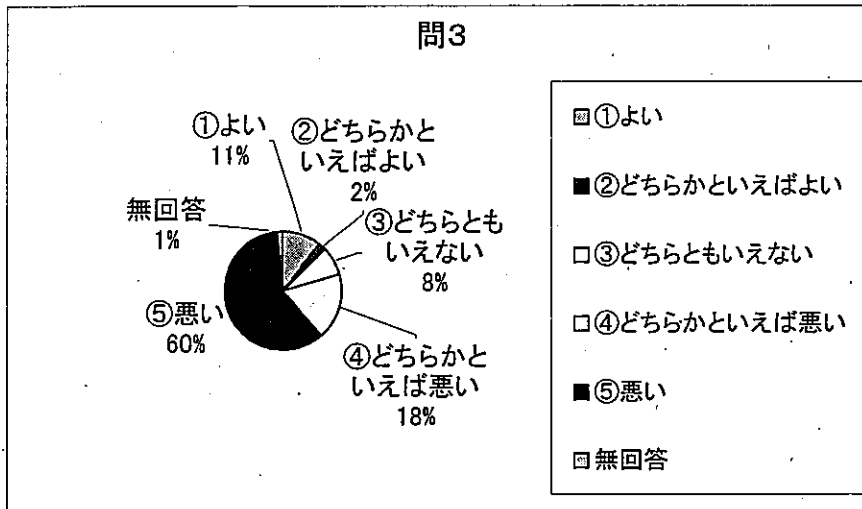
① ある	407 人
② ない	195 人
無回答	13 人



問3 歩行を困難と感じていない人が、車いす使用者用駐車施設を利用することをどのように思いますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

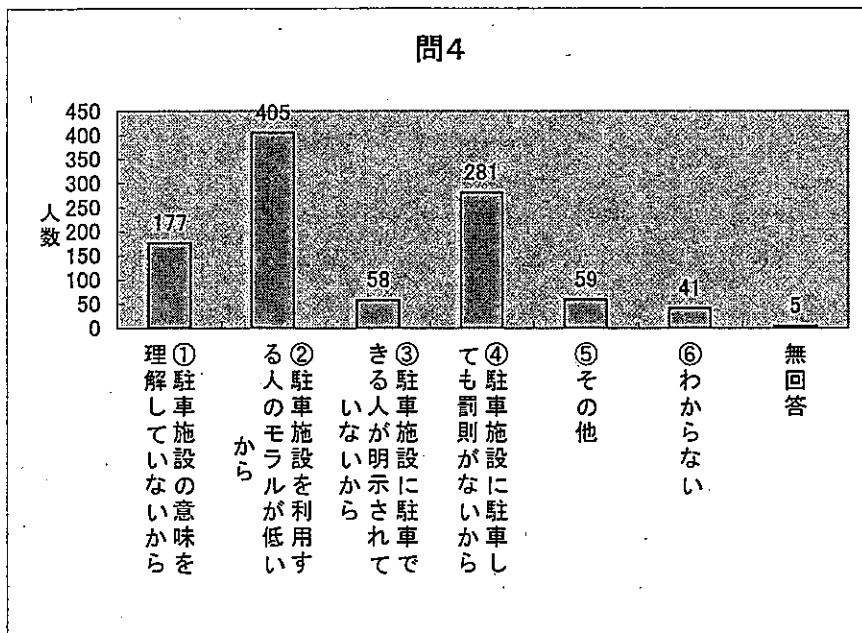
【一般県民】

① よい	65 人
② どちらかといえばよい	14 人
③ どちらともいえない	48 人
④ どちらかといえば悪い	111 人
⑤ 悪い	368 人
無回答	9 人



問4 なぜ歩行を困難と感じていない人が、車いす使用者用駐車施設を利用すると思いますか。あてはまるものいくつかでも○をつけてください。

① 駐車施設の意味を理解していないから	177 人
② 駐車施設を利用する人のモラルが低いから	405 人
③ 駐車施設に駐車できる人が明示されていないから	58 人
④ 駐車施設に駐車しても罰則がないから	281 人
⑤ その他	59 人
⑥ わからない	41 人
無回答	5 人

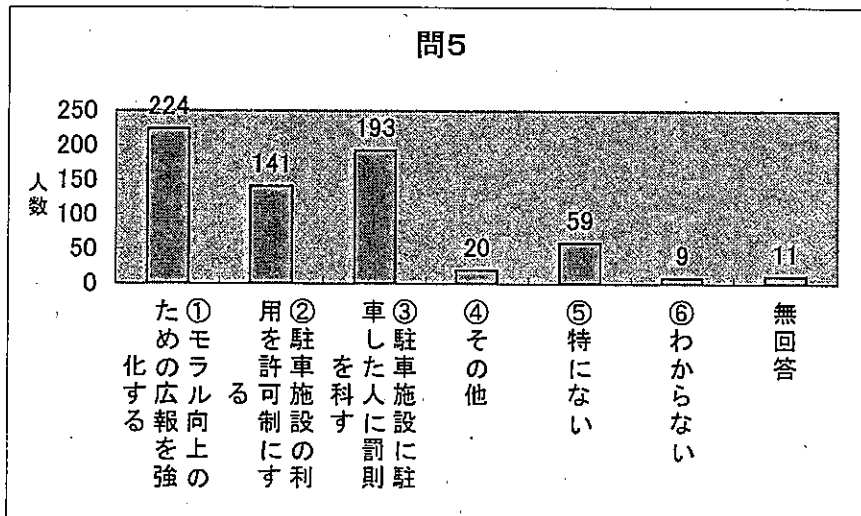


【「その他」に記入された主なご意見】

- 一般の駐車スペースに空きがないから。 19人
- 身障者用の駐車場は、出入口に近くて便利だから。 24人
- 自分さえよければいいと思っているから。 3人
- 小さい頃から学校で厳しく指導していないから。 1人
- 少しの間なら駐車してもよいと甘く考えているから。 3人
- 他の人達も勝手に利用していると思っているから。 2人

問5 歩行を困難と感じていない人による車いす使用者用駐車施設の利用をなくすために最も有効な手段は何だと思いますか。
 あてはまるものにいくつでも○をつけてください。
 *「あてはまるもの一つに○をつけてください」より変更

- ① モラル向上のための広報を強化する 224人
- ② 駐車施設の利用を許可制にする 141人
- ③ 駐車施設に駐車した人に罰則を科す 193人
- ④ その他 20人
- ⑤ 特にない 59人
- ⑥ わからない 9人
- 無回答 11人



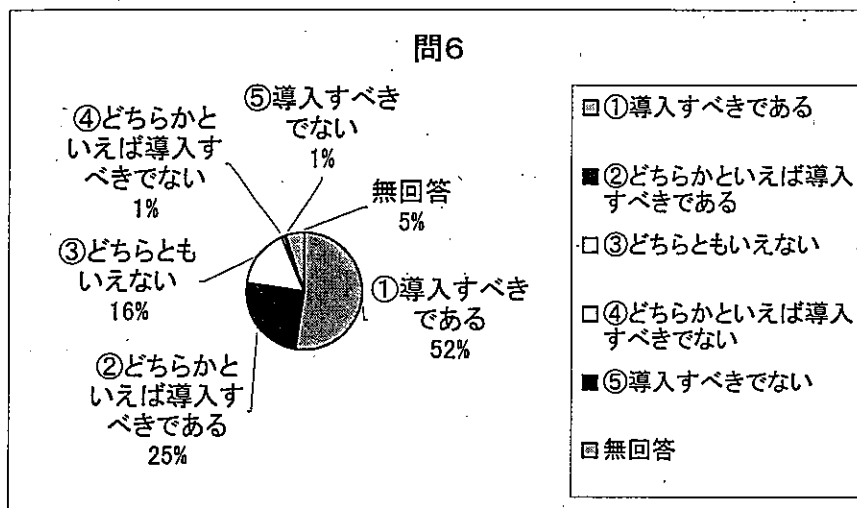
【「その他」に記入された主なご意見】

- 一般の駐車施設の数を増やす。 3人
- その施設の職員・係員等を設置して監視させる。 3人
- 子供の頃から教育する。 3人
- 身障者用の駐車場を増やす。 2人
- 無人の有料パーキングの様に、課金システムにすればよい。障害のある人達は、カード等で課金されないようにする。 1人
- 身障者用の駐車場を出入口から遠い所に設置する。 1人
- 駐車許可カード等を作って、それを差し込むと出られるようにする。 2人
- 大きく一目でわかる利用証・許可証を車内にとりつける。 1人

問6 パーキングパーミット制度の岡山県への導入についてどう思いますか。
あてはまるもの1つに○をつけてください。

【一般県民】

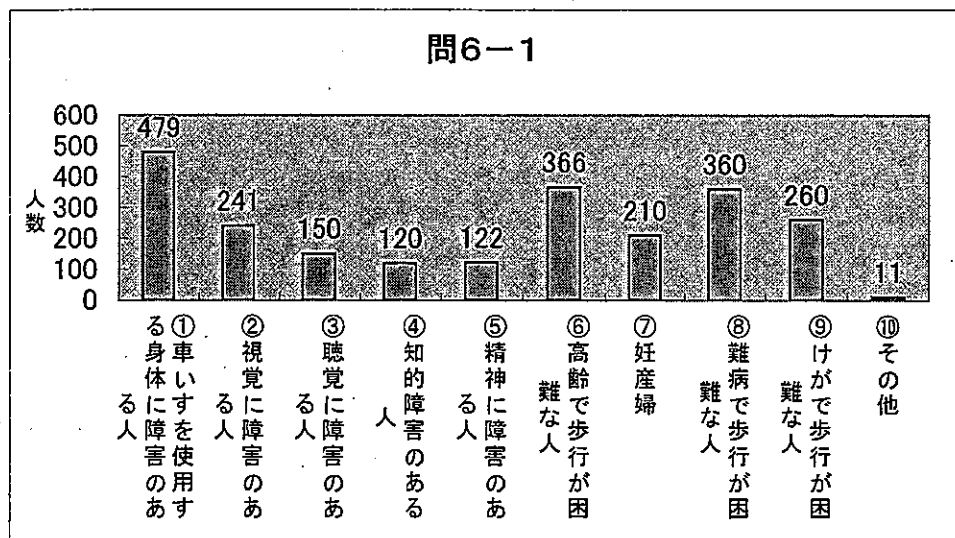
① 導入すべきである	321 人
② どちらかといえば導入すべきである	154 人
③ どちらともいえない	101 人
④ どちらかといえば導入すべきでない	4 人
⑤ 導入すべきではない	5 人
無回答	30 人



(問6で「1 導入すべきである」、「2 どちらかといえば導入すべきである」、「3 どちらともいえない」とお答えの方にお尋ねします。)

問6-1 あなたは、岡山県がパーキングパーミット制度を導入する場合、どのような方を駐車施設の利用対象者とすべきだと思いますか。
あてはまるものいくつかでも○をつけてください。

① 車いすを使用する身体に障害のある人	479 人
② 視覚に障害のある人	241 人
③ 聴覚に障害のある人	150 人
④ 知的障害のある人	120 人
⑤ 精神に障害のある人	122 人
⑥ 高齢で歩行が困難な人	366 人
⑦ 妊産婦	210 人
⑧ 難病で歩行が困難な人	360 人
⑨ けがで歩行が困難な人	260 人
⑩ その他	11 人



【「その他」に記入された主なご意見】

○健常者	1人
○障害のある人すべて	5人
○障害のある人を介助している人	1人
○内部障害者	1人
○社会的弱者や特に必要としている人	1人

アンケート調査結果

- 調査対象施設

100施設

- 抽出方法

岡山県バリアフリー施設ガイド「楽々おでかけ便利帳」の掲載施設(公共施設を除く)のうち身体障害者等用駐車場設置台数の多い順に抽出。

- 調査方法

郵送による

- 調査期間

平成22年5月18日(火)～27日(木)

- 回収結果

77施設

{ 有効 : 75施設 (有効回収率 75%)
無効 : 2施設※

※施設の閉店・閉鎖のため調査不能

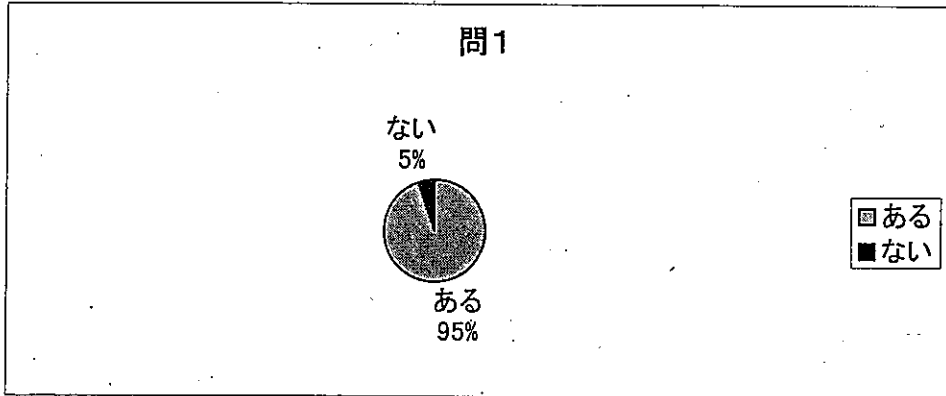
身体障害者等駐車場(車いす使用者駐車場)に関するアンケート結果

<アンケート内容>

問1 身体障害者等用駐車場の設置の有無について

貴店舗・施設の駐車場には、国際シンボルマーク等が表示された駐車場がありますか？

- ①ある 72 施設
- ②ない 4 施設 ※



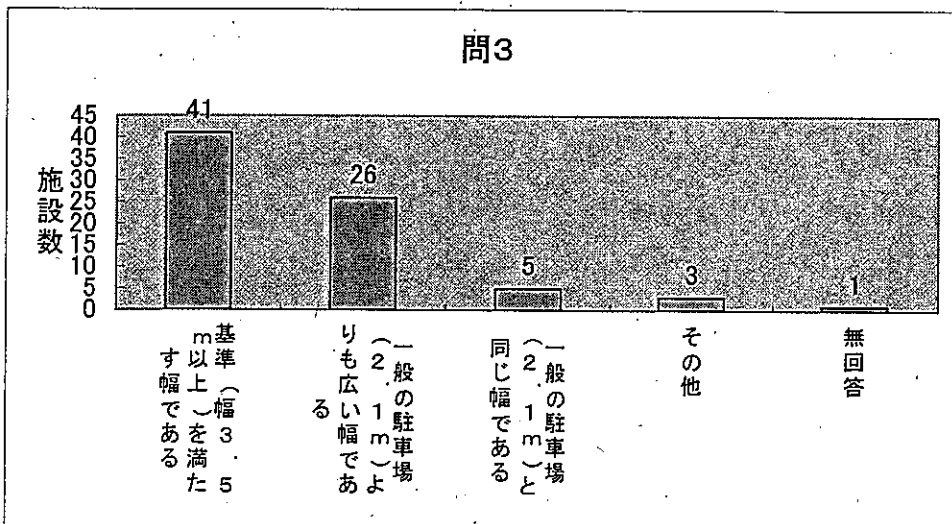
※ 施設の縮小等で駐車場がなくなったため。

問2 別表参照

問3 身体障害者等用駐車場の幅について

県の条例では、「身体障害者等用駐車場」を「幅3.5m以上」としていますが、貴店舗・施設にある身体障害者等用駐車場の幅はどれくらいの幅ですか？

- ①基準(幅3.5m以上)を満たす幅である。 41 施設
- ②一般の駐車場(2.1m)よりも広い幅である。 26 施設
- ③一般の駐車場(2.1m)と同じ幅である。 5 施設
- ④その他 3 施設
- 無回答 1 施設



【「その他」としてのご意見】

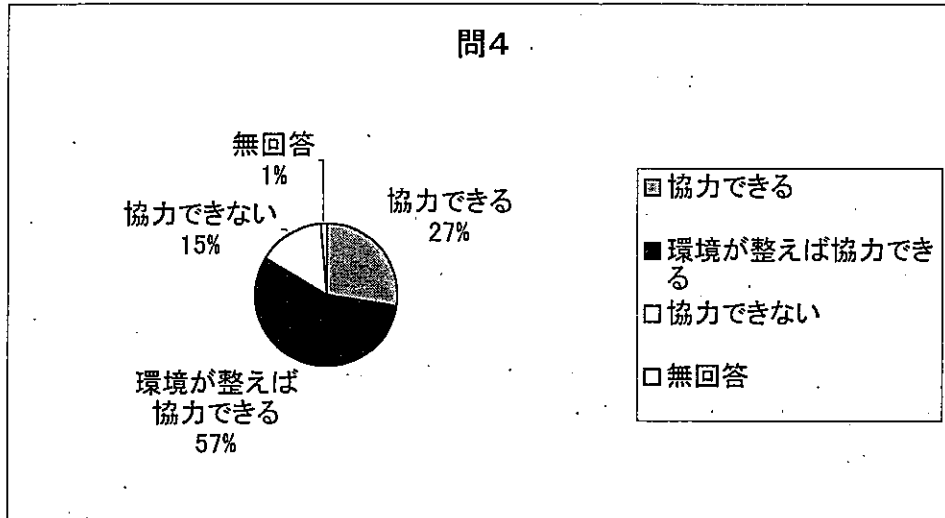
- ・基準を満たす幅と一般の駐車場と同じ幅がある。
- ・内法2.85m。
- ・3.1m。

問4 パーキングパーミット制度への協力について

岡山県でパーキングパーミット制度を実施する際には、各店舗や施設と県の間で身体障害者等用駐車場の適正利用に係る協定を結ぶこととなります。

その際には県の事業にご協力いただけますか？

①協力できる	20 施設
②環境を整えば協力できる	41 施設
③協力できない	11 施設
無回答	1 施設



【「協力できない」理由】

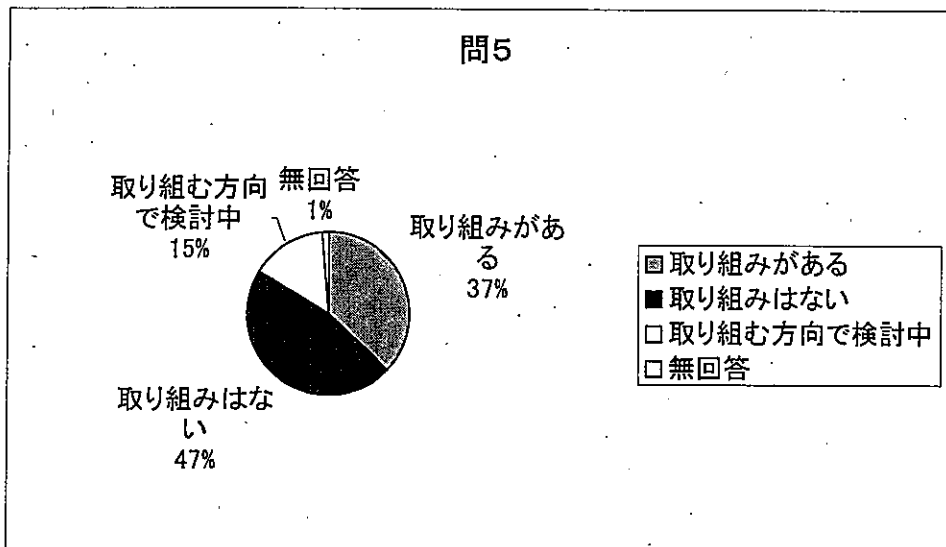
- ・内容がわからないから。
- ・店舗単位での回答ができないから。
- ・該当者が少数であるのと、救急のため使用している場合等はやむを得ないから。
- ・借地のため、表示が難しいから。
- ・業務の性格上、利用証の交付者のみを対象とすることは不可能。
- ・患者数が大変多く、また、障害をお持ちの方が非常に多いため、利用証をお持ちの方のみ使用というのは、現段階では困難だと考えるから。
- ・テナントで入店しているため。
- ・階段、段差等が散見されるため。
- ・身体障害者等用駐車場枠に限りがあり、当院独自の条件により利用者を限定したいため。

※ 「②環境を整えば協力できる」は、駐車場に提示するステッカー等の資材の提供があれば協力できるとの回答が多かった。

問5 身体障害者等用駐車場に関するご意見等

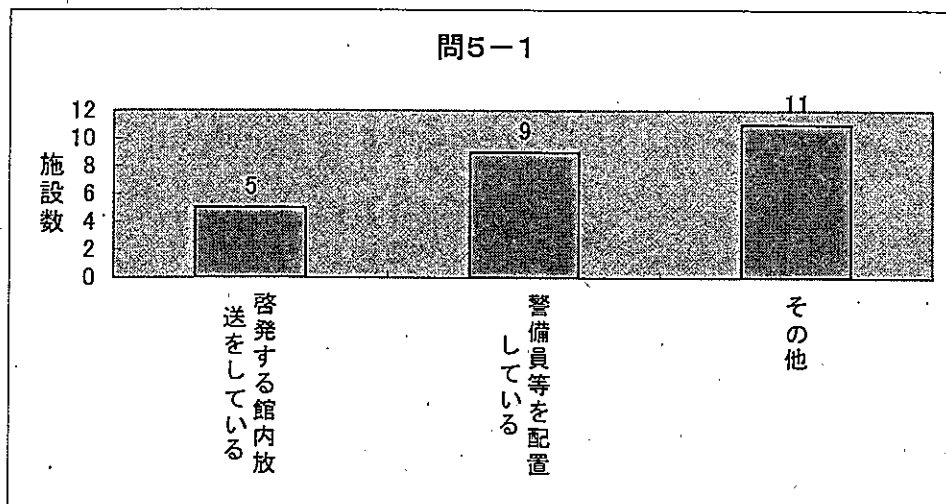
身体障害者等用駐車場の適正利用に関して貴店舗・施設で行っている取り組み等がありますか？

①取り組みがある	27 施設
②取り組みはない	34 施設
③取り組む方向で検討中	11 施設
無回答	1 施設



問5-1 取り組み内容

①啓発する館内放送をしている。	5 施設
②警備員等を配置している	9 施設
③その他	11 施設



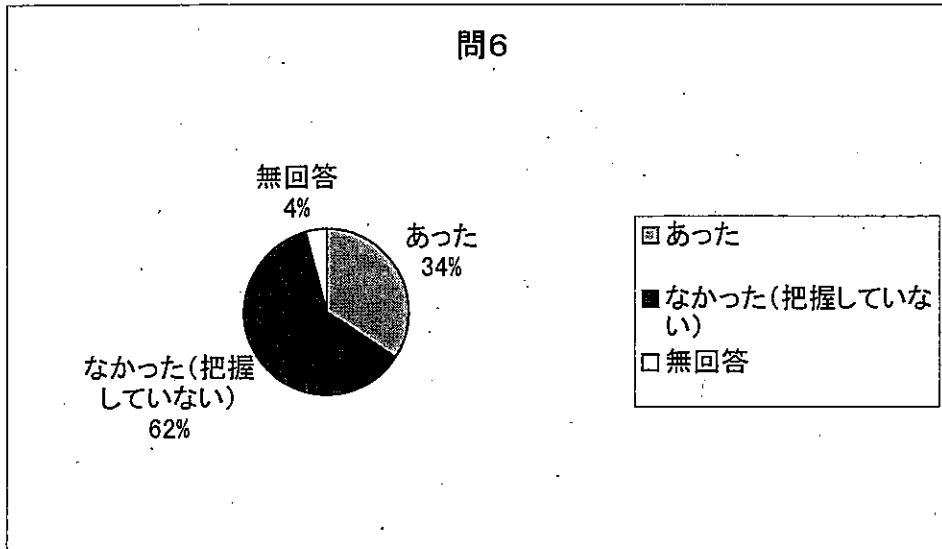
【「その他」の取り組み】

- ・職員による声かけ。
- ・国際シンボルマーク表示の隣りに健常者が駐車しない旨の表現を追加している。
- ・身障者専用のコーン、看板を出している。
- ・常時ではないが、気がつく範囲で注意している。
- ・空きがない場合、特別な場所を提供している。
- ・障害者手帳を出していただければ、利用することが可能な開閉リモコンをお渡しし、ゲート式の駐車場を正面入口付近に配置。
- ・空車時はカラーコーンを置き、身体障害者の方が来られたら、駐車場整理員がそれを移動し、車を誘導する。
- ・駐車場路面を青色にし、差別化を図っている。
- ・表示をしている。

問6 身体障害者等用駐車場に関するトラブルについて

貴店舗・施設でこれまで身体障害者等用駐車場の使用に関するトラブルがありましたか？

①あった	25 施設
②なかった(把握していない)	45 施設
無回答	3 施設




【トラブルの主な内容】

- ・健常者による利用の為障害者が利用できない。
- ・身体障害者の方が障害者用スペースに駐車後、駐車スペースが広いため、健常者が空いた隣のスペースに駐車し、障害者の方が出庫できなくなった。
- ・健常者の駐車があった。口頭でのお願いをしたが、お客の立場で聞きいれてもらえない。
- ・手帳等の証明が無くても置きたい人が多く、障害者駐車場に入れたい不満がある。
- ・ゲート式駐車場の利用者でも、リモコンを健常者に貸す、あるいは渡す等しており、一般客と思われる方の利用がある。一般のお客様には未だに、障害者＝車いすというイメージが強く、車いすでない障害者の方を見て、健常者が停めているという声があがるときがある。
- ・駐車場が一杯なのに、なぜ空いてる空間を利用させないのかと苦情を言われる方が多い。
- ・身障者用駐車場が少ないという苦情。


●障害のある人のマーク（各種ステッカー等）について

○青地に白色の車いすマーク（障害のある人のための国際シンボルマーク）

※ 国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められている

	<p>〔マークの意味〕</p> <p>「障害のある人々が利用できる建物、施設」であることを示す世界共通のシンボルマーク。</p> <p>このマークのステッカーは、カー用品店、ホームセンター、通信販売などで誰でも入手が可能。</p> <p>駐車禁止を免れるとか、障害者専用駐車場を優先的に利用できることを証明するものではない。</p> <p>※マークはすべての障害のある人対象で、車いす利用者を限定するものではない。</p>
---	---

○青地に白色のクローバーマーク（身体障害者標識）

	<p>〔マークの意味〕</p> <p>道路交通法上の身体障害のある人を表すマークで、肢体不自由な方が運転している自動車であることを示す標識。</p> <p>表示は、運転者の努力義務（罰則はなし）。</p> <p>運転者の保護が目的で、この標識をつけた車に、幅寄せや割り込みを行った運転者は罰せられる。</p> <p>都道府県の交通安全協会のほか、カー用品店、ホームセンターなどでも購入可。</p>
---	--

【参考】駐車禁止除外指定車標章

岡山県道路交通法施行規則に基づくもので、駐車禁止及び時間制限駐車区間規制の対象から除く車両であることを表す。



車いす使用者用駐車施設に関する法令・条例について

1 岡山県福祉のまちづくり条例 (平成12年1月4日 岡山県条例第1号)

(1) 整備基準

高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための整備基準

(規則第3条別表第2)

項目	整備基準 (抜粋)	適用施設
駐車施設	<p>多数の者が利用する駐車施設を設ける場合においては、次に定める基準に適合する車いす使用者用駐車施設を1以上(全駐車台数が100を超える場合にあつては、1にその超える駐車台数100までごとに1を加えた数以上)設けること。ただし、機械式駐車場のみを設ける場合は、この限りでない。</p> <p>イ 車いす使用者用駐車施設へ通ずる(1)の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>ロ 幅は、350cm以上とすること。</p> <p>ハ 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>ニ 床面は、水平とすること。</p>	建築物(事務所、工場等、共同住宅及び寄宿舎を除く。)

* 条例整備マニュアルでは、「車いす使用者駐車施設は、車いす使用者だけでなく、移動にハンディキャップのある全ての人ができる駐車区画とすることが望まれます。」としている。

(2) 対象施設

病院、店舗、集会場、ホテル、学校、官公庁舎、研究所、公共交通機関の施設、道路、公園その他の生活関連施設(事務所、工場等、共同住宅及び寄宿舎を除く。)

2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)

(平成18年法律第91号)

(1) 整備基準

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令(国土交通省令第114号、平成18年12月15日)

第12条(駐車場)

多数の者が利用する駐車場には、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。

* 国土交通省HP[建築物におけるバリアフリーについて]より
「車いす使用者駐車施設」とは、法令上、車いす使用者だけでなく、身体上の制限を受ける高齢者・障害者等であれば、「車いす使用者駐車施設」の利用は可能です。

(2) 対象施設

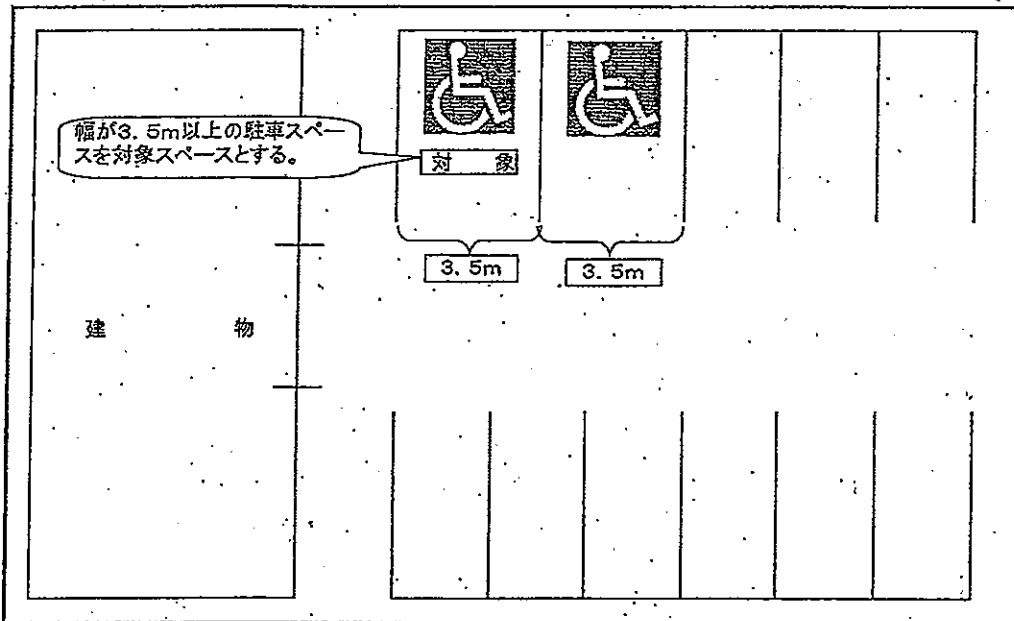
学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の特定建築物

●県別 利用証 有効期間

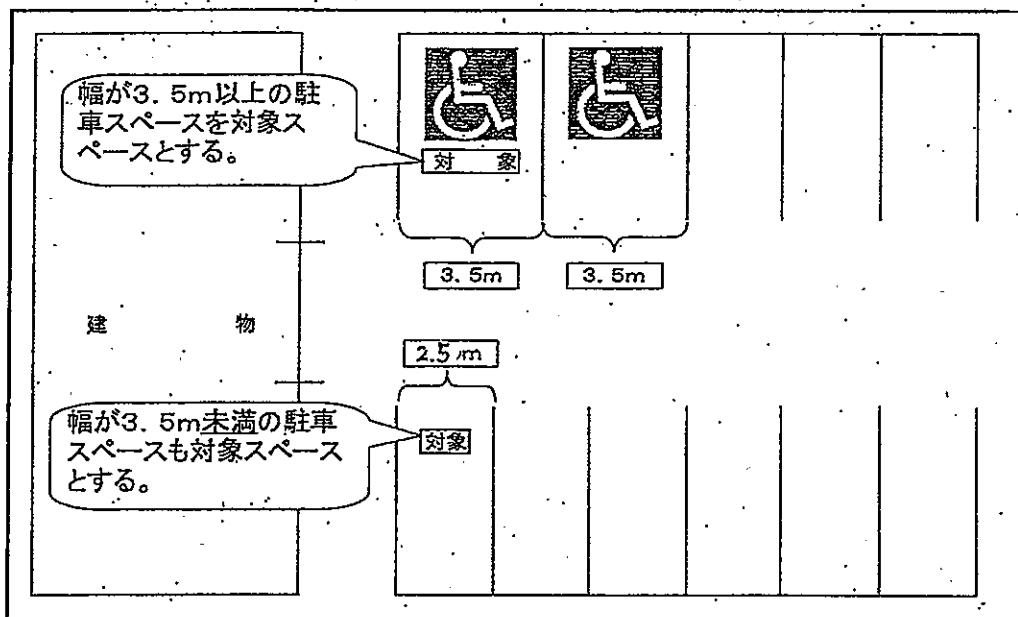
区 分	佐 賀 県	山 形 県	福 島 県	栃 木 県	群 馬 県	福 井 県	島 根 県	鳥 取 県	山 口 県	徳 島 県	長 崎 県	熊 本 県	鹿 児 島 県
身体障害のある人	5年	5年	無期限	無期限		5年	5年	5年		5年	1年以上	1年以上	5年
知的障害のある人	5年	5年	無期限	無期限	交付基準に該当し なくなるとまで	5年	5年	5年	交付基準に該当し なくなるとまで	5年	交付基準に該当し なくなるとまで	1年以上 交付基準に該当し なくなるとまで	5年
精神障害のある人	-	-	無期限	無期限		-	5年	5年		5年	-		5年
発達障害者等	-	-	-	-		-	5年	5年		-	-	-	-
高 齢 者	5年	5年	無期限	無期限	交付基準に該当し なくなるとまで	5年	5年	5年	交付基準に該当し なくなるとまで	5年	交付基準に該当し なくなるとまで	交付基準に該当し なくなるとまで	5年
難 病 者	5年	5年	無期限	無期限	交付基準に該当し なくなるとまで	5年	5年	5年	交付基準に該当し なくなるとまで	5年	交付基準に該当し なくなるとまで	交付基準に該当し なくなるとまで	5年
け が 人	1年未満 車いす・杖等使 用期間	1年未満で必要 な期間	必要と認める期間	-		1年未満で必要 な期間	1年未満	5年未満 必要と認める期間	1年未満	1年7ヶ月未満 車いす・杖等使 用期間	1年未満 車いす・杖等使 用期間	1年未満 車いす・杖等使 用期間	1年未満 車いす・杖等使 用期間
妊 産 婦	1年未満 妊娠7ヶ月～ 産後3ヶ月	1年未満で必要 な期間	必要と認める期間	妊娠7ヶ月～ 産後3ヶ月	妊娠7ヶ月 ～ 産後6ヶ月	～ 産後6ヶ月	妊娠7ヶ月 ～ 産後1年間	5年未満 必要と認める期間	妊娠7ヶ月 ～ 産後1年間	1年7ヶ月未満 妊娠7ヶ月 ～産後1年	1年未満 歩行困難時から 乳児の首が座る まで	1年未満 妊娠7ヶ月～ 産後3ヶ月	1年未満 妊娠7ヶ月～ 産後3ヶ月
〔導入時期〕	(H18.7.29)	(H19.6.15)	(H21.7.1)	(H20.9.1)	(H21.8.3)	(H19.10.30)	(H20.12.3)	(H21.10.1)	(H22.8.1)	(H21.7.1)	(H19.8.1)	(H20.1.31)	(H21.11.1)

みんなにやさしい駐車場

【パターン1】佐賀県等の先進自治体でおこなわれているもの



【パターン2】幅が3.5mない駐車スペースも対象スペースとする。



【パターン2】をさらに詳細に検討

(1)幅3.5m以上の駐車スペースを「みんなにやさしい駐車場」として確保した場合には、3.5m未満の駐車スペースを「みんなにやさしい駐車場」として確保できるものとする。(確保するかどうかは任意)

(2)幅3.5m以上の駐車スペース及び3.5m未満の駐車スペースを必ず「みんなにやさしい駐車場」として確保する。